

第 1 2 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成 29 年 1 月 5 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室 (役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(13 人)
1 番 小谷健児、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、5 番 濱口佳史、6 番 山中 譲、
7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、9 番 宮川陽子、10 番 堀野裕一、11 番 篠田 開、
12 番 福留康弘、13 番 松本昌子、14 番 吉尾好一、
【推進委員】(6 人)
2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、5 番 篠田 博、6 番 尾崎澄夫、
7 番 福井正一
(事務局 山本)
4. 欠席委員 【農業委員】(1 人) 2 番 野坂賢思、
【推進委員】(1 人) 1 番 大石正幸、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (1 件)
 - (3) 議案第 2 号 非農地証明願について (5 件)
 - (4) 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
 - (5) 議案第 4 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議

◆その他の討議・報告事項について

議 長 只今より第 12 回農業委員会 1 月定例会を開催したいと思います。

本日の欠席委員は農業委員の野坂賢思委員と推進委員の大石正幸委員の 2 名ですので本日の会は成立いたします。

本日の議事録署名人 2 名を指名させていただきます。本日の議事録署名人は堀野裕一委員と篠田 開委員の両名にお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 号の農地法第 3 条許可申請について説明を致します。議案書の 1 ページをご覧ください。譲渡人及び譲受人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。

申請地は 2 筆あります。①黒潮町伊田字カヂヤシキ 1864 番、田、393 m²②同所、同字、1865 番、田、221 m²です。理由として譲渡人の要望であり高齢であり耕作出来ないで地元の現在耕作していただいている方に農地を譲りたいということです。3 ページから 9 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 8、9 ページの現況写真で

説明した)

7ページの農地法第3条調査書を説明しますので7ページを開けていただけますか。この調査書の左側の項目が重要でしてこれをクリアしていないと3条の許可申請は許可できません。

農地法第3条の第2項1号ですが、全部効率利用されています。農作業従事者は本人と妻です。2号、3号は適用ありません。第4号は年間180日ですので150日以上ですので問題ありません。5号は下限面積の30aを超える131aですので問題ありません。

6号は該当しません。7号の地域調和ですが現在と同じ水稻を耕作するので、周辺農地には特に影響はないと考えます。農地法第3条調査書については各号に該当しないため3条許可申請は適当であると考えます。尚、譲受人の〇〇〇〇さんは認定農業者であり伊田地区においてかなりの面積の水稻を耕作しており農機具等も十分持合わせています。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当の委員さんより説明をお願いします。

岡村委員 現在も譲受人の方が耕作している農地であり、高齢で耕作出来ないで耕作して頂きたいと言うことでの申請です。譲受人の〇〇〇〇さんは事務局の説明でもありましたように伊田地区で水稻を中心に農業をしていますので農地取得後も耕作して頂ける方ですので認めて良いと思います。

議長 担当委員の調査の説明が終わりましたが、質問を受けたいと思います
これについて何かございませんか。

(異議なし)

議長 他に意見はありませんか。無いようでしたら賛成される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 議案第1号農地法第3条申請の1番は承認されました。

続まして議案第2号の非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の非農地証明願について説明しますので、再度1ページをご覧下さい。5件出ていますので1番から順に説明します。

1番の願出人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。

願出地は4筆あります。①黒潮町下田の口字ヨコ山684番、畑、105㎡、②同所、同字、685番、畑、459㎡、③黒潮町入野字中浅ヶ谷6283番、畑、29㎡、④黒潮町入野字西板取谷6724番ハ、畑、49㎡の計4筆で642㎡です。

願出理由は、約40年前より耕作を放棄しており、現在は山林、原野となっている
ということです。

10ページから19ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し13、16、19ページの現況写真で説明した)

況写真を見ていただければ分かるように、どの筆も大木になっており農地に復元することが困難と判断します。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当委員の説明をお願いします。

松本委員 現況は事務局の説明のとおりかなり大木が繁っており、農地しての耕作は難しいの

で非農地として認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。
(異議なし)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願の 1 番について承認される方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第 3 号の非農地証明願の 1 番は承認されました。
続いて 2 番を事務局より説明願います。

事務局 それでは再度 1 ページを開けて下さい。願出人の住所、氏名は議案書記載のとおり
です。願出地は 2 筆で、①黒潮町下田の口字五反田 575 番 1、田、292 m²と②同所、
同字、575 番 9、田、254 m²です。

願出理由は、平成 5 年月日不詳 575 番 6 の土地に農業用倉庫を建築した際、願出地
を資材置場、駐車場として使用し、今日に至る。現在は〇〇商店が資材置場として使
用。今後も農地として復元することはないと言う事です。

20 ページから 25 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下
さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 24、25 ページの現況写真で説
明した)

現況写真を見ていただければ分かるように現在は〇〇商店の資材置場となっていま
すので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

松本委員 先日、現地を見てきましたが事務局の言うように資材置場となっている土地ですの
で農地として耕作はできないと思いますので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。
(異議なし)

議 長 承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願 2 番は挙手全員により承認されました。
続いて 3 番を事務局より説明願います。

事務局 それでは 2 ページを開けて下さい。願出人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。
願出地は 3 筆で、①黒潮町田野浦字夷スカ駄馬 814 番、田、39 m²と②同所、同字、
815 番、田、62 及び③同所、同字、816 番、田、42 m²です。

願出理由は、当該土地は、40 年以上前に耕作を放棄すると共に埋立をし、駐車場と
して利用して現在に至っている。今後も農地に復元することはないと言う事です。

26 ページから 30 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下
さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 29、30 ページの現況写真で説
明した)

現況写真を見ていただければ分かるように現在は駐車場となっていますので非農地
として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

議 長 先日、現地を見てきましたが事務局の言うように駐車場となっている土地ですので農

地として耕作はできないと思いますので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。
(異議なし)

議 長 承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願 3 番は挙手全員により承認されました。
続いて 4 番を事務局より説明願います。

事務局 それでは再度 2 ページを開けて下さい。願出人の住所、氏名は議案書記載のとおり
です。願出地は黒潮町佐賀字上灘山 60 番、田、2,157 m²です。

願出理由は、当地は昭和 60 年頃に耕作を放棄し既に 30 年以上経過している。現在は雑木が繁茂して周辺の山林と一体化していると言う事です。

31 ページから 35 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 35 ページの現況写真で説明した)

現況写真を見ていただければ分かるように現地に行くのも大変な状況で農地として耕作することが困難と思いますので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

濱口委員 先日、現地を見てきましたが事務局の言うように現地に行くのも大変な所であり、耕作することは不可能と思いますので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。
(異議なし)

議 長 承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願 4 番は挙手全員により承認されました。
続いて 5 番を事務局より説明願います。

事務局 それでは再度 2 ページを開けて下さい。願出人の住所、氏名は議案書記載のとおり
です。願出地は黒潮町上田の口字池本屋式 116 番、畑、52 m²です。

願出理由は、20 年以上前から農業用倉庫を建て現在に至ると言う事です。

36 ページから 41 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 40、41 ページの現況写真で説明した)

現況写真を見ていただければ分かるように農業用倉庫が建てられており農地として耕作することが困難と思いますので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

松本委員 先日、現地を見てきましたが事務局の言うように現在は農業用倉庫となっていますので耕作することは不可能ですので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議長 承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 議案第 2 号の非農地証明願 5 番は挙手全員により承認されました。

続いて議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 それでは本日配布した A4 の横開きの資料をご覧ください。1 月 6 日に公告する予定となっておりますが、整理表を見て下さい。(整理表を読み上げて説明した) 事務局からは以上です。

議長 これは利用権の設定でありますので問題ないと思いますが質問、意見はありませんか。(異議なし)

議長 それでは承認でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については承認されました。

続いて議案第 4 号の認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、本日配布した A4 の縦の資料をご覧ください。借入希望者名及び借入金額等を説明した。

議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。(なし)

議長 それでは承認でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議長 議案第 4 号の認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議については承認されました。

つづきまして、その他の件について事務局より説明をお願いします。

事務局 次回の定例会は 2 月 8 日 (水) 予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 次回の定例会は 2 月 8 日 (水) と言うこととします。

本日は長時間審議いただきましてありがとうございました。これにて閉会とします。

(午後 3 時 10 分終了)

議事録署名人 (署名・捺印)

議長

委員

委員